

令和6年度広報いぶすき広告事業に関する契約書（案）

指宿市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、
広報いぶすきにおける広告事業の実施に関し、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 乙は、甲が発行している広報いぶすきへの広告掲載を希望する広告主（以下「広告主」という。）を募集するとともに、当該広告主の広告（以下「広告」という。）を甲に提出し、甲は、これを広報いぶすきに掲載する。

2 乙は、この契約書のほか、仕様書、指宿市有料広告等掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）、指宿市有料広告等掲載基準（以下「基準」という。）及び指宿市広報紙広告掲載取扱要領（以下「要領」という。）の定めるところに従い、前項に規定する広告主の募集等の業務（以下「業務」という。）を行わなければならない。

3 乙は、甲の指示に従い、正確・迅速にして善良なる管理者の注意義務をもって業務を行わなければならない。

（契約期間等）

第3条 契約期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

2 売却の対象となる広報いぶすきの広告枠は、令和6年5月号から令和7年4月号までとする。

3 広告主の募集は、この契約締結後から始めることができるものとする。

（使用枠数及び広告料）

第4条 使用枠数は、各号16枠、延192枠とし、広告料は月額 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

（権利義務の譲渡の禁止）

第5条 乙は、この契約から生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙が業務の一部を第三者に委任するときは、乙は、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

（秘密の保持）

第7条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。また、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（事故発生時の報告）

第8条 乙は、業務の実施に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

（監督及び法令上の責任）

第9条 乙は、本業務に従事する者を指揮監督し、労働基準法、労働災害補償保険法その他の関係法令上のすべての責任を負わなければならない。

(法令の遵守)

第10条 乙は、甲が提示する関係法令及び関係規程を遵守しなければならない。

(広告料の支払い)

第11条 乙は、広告料を、甲の発行する納入通知書により甲が指定する日までに納入するものとする。

2 甲は、乙が前項の支払期限までに広告料を支払わない場合は、当該未払額につき、前項に規定する支払期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、指宿市契約規則（平成18年指宿市規則第44号）第56条に定める率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又は、その金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

(広告の対象範囲等)

第12条 広報いぶすきに広告を掲載することができる範囲は、要綱、基準及び要領の規定に適用するものとする。

(広告の掲載期間)

第13条 広告を掲載する期間は、広報いぶすき発行1回を単位とし、複数回の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数回とすることができる。

(広告掲載の申込み等)

第14条 広告主は、乙に対し広告掲載の申込み等を行うものとする。

2 前項の申込みを受けた乙は、要綱、基準、要領に反していないことを確認の上、要綱で定める有料広告掲載申込書に掲載しようとする広告の原稿、これに関係する資料等を添え、甲が指定する日までに甲に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

(広告掲載の承認)

第15条 甲は、前条の規定により広告掲載の申込みを受けたときは、必要事項を審査し、当該広告の掲載の可否を決定する。

2 甲は、前項の規定により広告の掲載の可否を決定したときは、その旨を乙に通知する。

(掲載原稿の提出等)

第16条 乙は、掲載承認を受けた広告の版下原稿を、当該広報いぶすき発行日から起算して25日前の日までに、甲が指定した場所に提出するものとする。

2 前項の版下原稿の作成費用は、乙又は広告主の負担とする。

3 掲載広告の印刷校正は、乙が行うものとする。

4 掲載広告の責任は、乙が負うものとする。

(広告内容等の修正等の指示)

第17条 甲は、広告の内容等が、要綱、基準及び要領の規定に反すると判断したときは、いつでも、乙に対して広告の内容等の修正等及び広告掲載の取消しを指示することができる。

2 乙は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(業務の内容等の変更)

第19条 甲は、この契約締結後の社会状況の変化等により、業務の内容の全部又は一部を変更又は中止することができる。

(契約の解除)

第20条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第11条第1項に規定する期日までに広告料の納付がないとき。

(2) 乙が、この契約、要綱、基準又は要領に違反したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、広告事業を継続することが適切でないと甲が判断したとき。

2 甲は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、乙と協議のうえこの契約を解除することができる。

(広告料の返還)

第21条 乙または広告主の責に帰さない理由により、甲が広告の掲載を取り消したときは、甲は納付済みの広告料を乙に返還するものとする。

2 前項の規定により還付する広告料には利子を付さない。

(損害賠償)

第22条 乙は、広告及びその他広告表示に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 乙は、本業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(監督及び調査)

第23条 甲は、乙に対し本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(契約の費用)

第24条 この契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(協議)

第25条 この契約に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(管轄裁判所)

第26条 この契約に関する訴訟の提起等は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(その他)

第27条 この契約に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は甲が定める。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 鹿児島県指宿市十町2424番地
指宿市
指宿市長

印

乙

印